

松山家庭裁判所委員会議事概要（第38回）

1 日時

令和4年6月28日（火）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

飯島健太郎、奥田春、小倉健嗣、川崎豊、小林保一、武智俊和、前田直哉、松本浩平、村瀬洋朗（五十音順、敬称略）

（2）事務担当者

森川首席家庭裁判所調査官、宮本首席書記官、前田事務局長、日野次席家庭裁判所調査官、佐藤総務課長

4 議事（■委員長、○委員、●事務担当者）

（1）新任委員紹介

（2）委員長選任

（3）松山家庭裁判所長挨拶

（4）テーマ「成年年齢の引下げによる家庭裁判所の手続への影響等について」のうち家事部門について、裁判所の事務担当者から、手続面の影響等についてパワーポイント等を使用して説明した。

（5）意見交換

- 説明の前半は、今回の改正で18歳、19歳の方々にどのような権利が生じているのかという影響の説明でした。後半では、それらの方々に対する広報等の必要性の問題点について触れさせていただきました。

これらについて皆様の御意見をうかがえますでしょうか。

- これまで、18歳、19歳の方が本人の場合には、その親権者の方々が調停に出てこられたり、代理人とやりとりをしたりということが普通の状況であっ

た中で、18歳の方が「本人」になってしまったことから、それは権利行使として当然だと思って自然にやっておられる方はいいですけれども、逆に、親権者の助言がないと不安だという当事者の場合に、調停等の場面でどのような配慮がなされているのでしょうか。

- 現時点において、実際に18歳、19歳の方が事件当事者となって、本人として期日に来られるといった実例がないところです。

今後、そのような実例が出てくると思いますので、ぜひ委員の皆様の御意見をいただきたいと思います。

- 広報の点について、あらかじめ協議事項をいただいていたので、何か良い手はないかと他の社員とも相談したのですが、なかなか難しいところです。18歳、19歳の若年層は、大人であり、大人でないという微妙な年齢層だと思いますし、調停を利用するにしても、学生の方などで自立しきっていない方もおられると思うので、親御様向けと若年層向けとは、広報を切り分けないといけなかなと思いました。

テレビやラジオで広報をされたときに、実際に18歳、19歳に訴求するかどうかと言えば、テレビやラジオでは難しいかなというのが正直な感想です。資料によると、既にテレビやラジオなどの広報の取組をされているようですが、これは親御様、親権者といった方々には一定の効果があると思われませんが、若年層向けということで考えると、個人的な考えになりますが、学校とSNSでの広報が有効と思います。18歳、19歳の多くは、大学、専門学校、塾、部活動、同好会といった限られた範囲の中での活動が中心になりますので、広くマスの的に伝播させ、普及させ、周知させるとなると、彼ら彼女らが使うのは、テレビやラジオではなくSNSになってくると思います。学校とSNSがキーポイントだと思いますし、学校の場面で言えば、現代社会の授業とか、模擬裁判というのは一定の効果があるのではないかと思います。家事の分野で言えば模擬調停でしょうか。そういったものに18歳以前の段階で触れてもらうということが重要と思

ます。それと、現在形で触れてもらうならばSNSだと思いますが、家庭裁判所から何か発信したとしても、なかなか届かないと思われます。その年齢層に入り込んでいくには、YouTube 等を活用していくという方法を検討しないとイケないと思ひます。

なお、放送局では、テレビやラジオのほかに YouTube のチャンネルも作って、子供や若年層向けに若い人達を出演させたりしています。放送局がやっている YouTube なので内容的にふざけたようなものを作るというのは難しいところがありますが、最近の例ですと、島にある高校の分校が、島や分校のことを知ってもらいたい、来てもらいたいということで、分校の全面協力のもと、YouTube で島や分校のことを紹介したところ、中学生がそれを見たことがきっかけで、その分校に入学することを決めたという例がありました。

テレビやラジオのようなこれまでのマスコミによる広報ではなくて、若年層に対しては、大人や組織、官公庁、団体、企業が、そこへ入り込んでいって紹介するようにしなければ、なかなか目に届かないのではないかという気がしました。

■ 仮に、家庭裁判所が放送局の YouTube にお願いしたいということとなれば、どういふ手続をすればよいのでしょうか。

○ 公的な機関からのお願いであれば、実現できるかどうか確約はできませんが、担当者と話をして検討してみます。

○ 私も、効果的なものはSNSしかないと思っています。18歳、19歳は、いわゆるデジタルネイティブで、スマホから情報発信、情報収集をやっていて、テレビは見ないという世代ですから、県や市町村でも、Facebook や Instagram の公的なアカウントをとって、日々、首長の動向とか大きな行事の紹介とか、こういう情報をくださいといったことに取り組んでいるわけです。

確かに、どんなものを発信しているかという切り口は難しいと思ひますけれども、ツールとしてのSNSは十分検討すべきだと思ひます。

スマホで家庭裁判所のホームページを見たところ、スマホ用の画面が出ていま

す。PCで見る画面とスマホで見る画面が違うので、スマホ用の作り込みはできています。そこまでやっているのであれば、何かもう一つ工夫があればよいかなと思いました。でも、その「もう一工夫」というのが、具体的にはなかなか思い浮かばないところです。

- 教育の話になりますが、過去に18歳で選挙権を持つことになったとき、高校では、選挙に行ける者と行けない者が混在しました。そのときに議論になったことを覚えているのですが、今回の話題で言えば、紛争が出てきたときに云々というのは、多くの子供達は関係ないけれども、教育で正しく理解してもらう目的で、校長会を通じてチラシの配布を依頼するということはそんなに難しいことではないと思います。小中学校長会には高校のメンバーは入っていないので、直接18歳に対応するとなれば、私立を含めた高校、19歳となれば大学、専門学校あたりに依頼することになるのでしょうか。広く周知するなら、SNSに加え、教科の中の公民、政治経済が考えられますが、特にホームルームの枠を活用するのがよいと思われます。深く入れるかどうかは分かりませんが、成人年齢が引き下げられたことで、18歳になるとこういう権利があるということを教えるというのも、一つの広報と言えるのではないかと思います。

■ 委員が言われたように、以前には選挙権の議論がありましたが、今回の説明にあったような、18歳になるとこういう権利が行使できるようになったということが、例えば公民のカリキュラムに入ってくるということは現実的には難しいのでしょうか。

- 私は高校の学習指導要領を見ていないのでよく分かりませんが、おそらく選挙権や司法制度のことと一緒に入っているのではないのでしょうか。裁判の仕組みとかの中で当然入ってきていると思います。ただ、公民、政治経済、地理、歴史の全てを選択する子供はおそらくいないと思うので、広く教えるという意味ではホームルームの枠がよいのではないかと思います。

- 私は法教育委員会に入っていて、大学教授の協力も仰ぎながら、高校生向けの

出前授業等の準備を進めているのですが、公民とか現代社会とかの中に、正義とは何かといった私達が親しむ法律の知識を学ぶ分野があります。法曹の理解は少し独特な理念と言える部分があるので、法曹の理解と学習指導要領の理解とをうまくつなぐことが課題です。その点を勉強しながら先生達にアプローチしていくことを練っている段階ですけれども、その段階でのニーズとして、裁判所に協力いただいて授業をすることができるのであれば、生徒としては生のものを見ることができず、私達もマンパワーを提供することができるので、何かで連携できれば良いと思いました。

- 法務省が推進している法教育の一環として、検察庁では、各単位弁護士会や様々なところと連携して、出前教室や移動教室をしたり、教員向けの研修会で法教育や司法の仕組み一般ということの講義を行ったりしています。その中では刑事裁判に限らず、様々な教材があります。動物の世界をモチーフにして、そもそもなぜルールが必要なのかということ学ぶ面白い教材もあります。検察官のところへはたびたび出前教室等の依頼が来ますので、法教育分野のニーズは高いと思います。

今の時点で、18歳・19歳の方々に必ずしも訴求する必要はなくて、将来のユーザーに対して訴求していくということがあればよいのであって、万引きはだめだよとか、ルールはなぜ必要かというものではなくて、18歳になればこういう権利行使ができるんだということを、模擬調停などを通して、所長や裁判官、書記官等の方々から生の状況を届けてもらうというところも良いのではないかと思います。

また、SNSの話が出ましたが、本当にそのとおりだと思ったところです。民法改正等の様々な法改正を行った法務省民事局参事官室でも、成年年齢引下げ公式アカウントがあって、18歳になるとこういうことができますという内容で、かなり柔らかい発信をしていました。

松山家庭裁判所が単独で何かをやるとするのは難しい面があるでしょうけれど

も、制度の説明については、施行のところまではかなり説明があったと思います。実際に施行され、運用の段階の話となって、実際にこういうことがあり得るといった内容の発信も考えられるのではないのでしょうか。放送局とのコラボレーションというのも興味深いところです。

- 法務省が日弁連とも協力しながら行っている法教育の取組については、松山地方検察庁の広報官とも連絡を取りながら、裁判所として可能な範囲で協力するというようになっております。ただ、裁判所が参加できる範囲は狭いというところは致し方ない点だと思います。

法教育の取組ではありませんが、中学生レベルで施設見学、職場体験の申込みがなされることが一般化しておりまして、その中で裁判所という職場を選んだ中学生に対しては、積極的に受入れをしています。裁判所で扱っている業務の性質上、実際に業務を体験していただくわけにはいきませんが、施設を見学してもらったり、制度の説明をさせてもらったりということをしています。

また、夏休みには、小学校高学年向けの裁判所見学ツアーも実施することになっておりまして、その中では裁判官や家裁調査官への質問コーナーの企画もありますので、紹介させていただきます。

- 私は以前児童相談所に勤めていたのですが、児童相談所では、いわゆる悪いことをする14歳未満の子は全部通告が来るのですが、14歳を過ぎると家裁行きだぞということを言っていました。非行関係は家庭裁判所と関係があるという認識でいたのですが、今回の改正は、それ以外の部分がかかなり大きいと思うので、その辺の受け止め方については、子供自身もそうでしょうし、保護者にとっても少し不慣れな部分ではなかろうかと思っておりますので、いわゆる悪いことだけではない改正だということの広報が必要と思っています。具体的な方法はなかなか思いつきませんでした。出前授業などは良いのではないかと思っていました。

- 18歳・19歳の年齢層の学生に接しておられる委員もおられます。ここまでの発言の中でSNSの話題が出ていたところですが、実際に学生の方の情報源と

というのは、やはりSNSでしょうか。

- どのような広報をすれば良いか自分なりに考えてみたのですが、あまり思いつきませんでしたので、若年層に近い学生数名に聞いてみました。やはりテレビ、新聞は見ないようで、身近にあるツールですし、自分が興味がある内容をどんどん手繰って深掘りしていけるので、Youtube、Twitter、InstagramなどのSNSを見ているようです。それで、そういう合間にチラッと流れてくる映像が割と印象に残ったり、引っかかったりすると言っている学生もいました。

そういうところでアピール、広報ができれば、アクセスが良いのではないかという気がしました。

また、調停制度100周年行事の資料を見せて、どういうことが良いと思うかということを経験した学生に聞いてみたところ、高校を卒業して大学に進学していない人に対しても調停などのことを知ってもらえるので、出張講義や高校の授業などで裁判について簡単にまとめたビデオを見せるだけでも随分いいんじゃないか、高校生向けのそのような授業を増やしていけば良いのではないかという意見がありました。それから、模擬裁判、模擬調停も、一度体験してみると制度が身近なものであることが分かって、案外利用しやすいものだということが感じられるのではないかという意見もありました。

あとは、既にキャラクターはあるようですけれども、若い方はマスコットキャラクターが好きなので、そういうものを使うと、柔らかく親しみやすいのではないかという方もいました。

なお、質問ですが、配付されたお笑いタレントが載った資料ですけれども、これは冊子の形式のみでしょうか。それともインターネットで見ることができるのでしょうか。

- 冊子としてお配りしているものもありますが、最高裁判所のホームページからダウンロードができます。
- この資料を見てひらめいたのですが、せっかく若者に人気のお笑いタレントが

起用されているのですから、その記事にたどり着けるルートができれば良いと思いました。

○ このお笑いタレントは、実は御自身の Youtube チャンネルを持っていて、そのチャンネルは若い方の中ではかなりの人気です。東京の方で考えることかもしれませんが、彼らのチャンネルに少し載せてもらうだけで見てくれるのではないかと思います。

■ このお笑いタレントが掲載されている資料へは、松山家庭裁判所のホームページからすぐにたどり着けますか。

● なかなかたどり着けません。最高裁判所の広報誌で「司法の窓」という表題が付いておりますので、このタレントの名前から検索してもたどり着けないと思われます。

■ 広報関係の話になりますと、ホームページからすぐそこへたどり着けるようにしないと、なかなか見てくれないので、松山家庭裁判所のホームページからすぐにたどり着けるように設定できるものなのでしょうか。

● 技術的には可能ですが、芸能人が出ていますということを前面に出すことは難しいと考えられます。

○ 若年層はなかなかホームページを使えていないのかもしれませんが、松山家庭裁判所のページは比較的自由にリンクを貼ることができるようですね。

例えば、調停をしようと思ってインターネットを検索すると、検索結果として上位に出てくるのは、なんとなく信用できるかどうか分からないページであったり、法律事務所がPRのために出しているものであったりすることが多いと思われるので、裁判所が出している、例えば養育費はどのようなものかというものについては相当興味を持つでしょうし、それを見てから調停の手続に来てくれるとすごく話がしやすいのではないかと思います。

また、法律事務所でも法律相談を受ける場合、調停の事案であれば、受任をせずに調停の説明だけを行うことが多いのですが、ホームページを見せて、裁判所の

所在地や書式もあることを教えると結構見てくれますので、そこへアクセスできた人だけでも見られるようになっていると、アクセス数も伸びるでしょうし、活用もできるのかなと思いました。

- 先日行われた松山地方裁判所委員会では、調停制度100周年をテーマに取り上げていたこともあって、「5分くらいでわかる！！民事調停制度」という動画を見ていただきました。家事調停にも絡む部分があるので、休憩時間を活用して希望する方に本日その動画を見ていただこうと思います。

それから、模擬裁判の話が出ましたが、先日、松山地方裁判所では裁判員制度の絡みで模擬評議を企画したのですが、裁判員候補者に18歳、19歳の方々も加わったことから、その年代層を中心に集まっていただいて模擬評議を実施しました。松山家庭裁判所では、調停制度100周年ということで、模擬調停の企画を検討中です。

なお、ここまでは窓口部分を中心に意見をうかがいましたが、ここからは実際に来ていただいた方々への配慮という点で意見をうかがいたいと思います。

- 実現は難しいかもしれませんが、法律相談で若年層がお一人で来られたときの話や、お電話での話では、ポツポツと喋ったり、こちらから凄く聞かないと喋ってくれなかったりして、話を引き出すことが難しいと感じることがあります。

対話者の年齢差が開けば開くほど、普段接しない年齢層の方に堅い話をするとなれば、余計にハードルが上がってしまうというイメージもあります。そこで、人手不足等の事情で難しいかもしれませんが、調停委員の中で、お一人は若い方とするとか、親御様ぐらいの年齢でも良いですし、更に年齢が近かったらもっと良いんですけど、そういう工夫をもっと広げることができれば利用しやすくなるのではないかと思います。

(6) 動画「5分くらいでわかる！！民事調停制度」を視聴

(7) テーマ「成年年齢の引下げによる家庭裁判所の手続への影響等について」のうち少年部門について、裁判所の事務担当者から、手続面の影響等についてパ

ワーポイント等を使用して説明した。

(8) 意見交換

○ 少年の立ち直り支援の少年や保護者への個別的な働きかけとして、気づきを促したり、反省を促したりしているとの御説明をいただきましたが、具体的には、調査の過程とは別個に場所や機会を設けてやられているのでしょうか。

● ここで言う個別的な働きかけは、面接調査での働きかけのことを指します。

面接調査でのやりとりは情報収集の場ではなく、そこでのやりとりにおいて、どうしてそういう非行を犯したのかという振り返りの作業を一緒にしていく中で、調査官と少年あるいは保護者との間で問題点と課題を共有し、それに対して助言をしたり、課題を設定して、どうやって取り組んでいくかという話をしたりしている場面を説明したものととなります。

審判での個別的な働きかけも同様です。

○ 少年と保護者との関係があまりスムーズでないケースの場合、付添人と少年との間、付添人と保護者との間では話が結構できる関係ができていても、少年と保護者との間のやりとりが難しいことがあると思いますが、そこでのやりとりを促すためのコツであるとか、心がけていることなどはありますか。

● 関係性の悪さの程度にもよりますが、さほど根深い問題ではないならば、個別の面接をするだけでなく、同席の面接を行って、少年と保護者との間の会話を促したりする手法をとることがあります。また、根深い問題があるようであれば、試験観察でしばらくの間は定期的に面接を行いながら、体験型の教育的措置に参加させられるようであれば、親子と一緒に清掃活動に参加してもらうこと、その他の作業を一緒にしてもらうこと、最近あまり例はないものの、箱庭療法という手法で親子一緒に箱庭を作ってもらうとか、そういった親子の作業の中で、親子の関係を和らげていくことも方法としては考えられると思います。

○ 一般市民として考えると、少年法改正により特定少年の実名報道の解禁ということが一番大きな話題だと思われませんが、実際、公判請求された場合に、実名・

写真等の報道の禁止を解除するという権限はどこが持っているのでしょうか。

また、それについての裁量の範囲であるとか、具体的な基準があるのであれば、差し支えない範囲で教えていただけますか。

■ 法律的には、起訴と同時に報道機関の判断でできるということになります。

また、実名を報道機関に対して公表するかどうかについて、検察としての考えもあるようです。

○ 公開の法廷で裁判が行われない略式裁判は、そもそも法律的に実名報道の禁止は解除されず、公開の法廷で裁判が行われるものが法律上の実名報道の解禁の対象となっています。その上で、広報の問題として、検察庁として、マスコミに発表するかどうかについては、具体的事件の内容により個々に判断することになると思われま。

○ 立ち直り支援のためにいろいろと取り組まれていることは知らなかったのですが、関心を持ったところです。そこでうかがいたいのですが、保護観察や少年院送致といった処分を出して、その期間を終えると、裁判所としては監督すべき立場から離れると思いますが、本当はそこから先の方が大事ではないかと思う部分もあります。あまり関与しすぎるのも問題があるでしょうが、例えば、少年院出院後や保護観察が解けた後のフォローをされているのか、あるいはされていないのか、もし、されているのであればどういうことをされているのか、教えていただけますか。

■ 裁判所は、基本的には、処分をするかしないか、する場合にどういう処分をするかということ振り分ける機関ですから、その後の執行については、別の機関である法務省の管轄となります。保護観察所や少年院でのことについて、裁判所は基本的には関与できないということになります。

ただ、少年院送致の後に一定期間経過した後で、引き続き収容しておく必要があるというふうに少年院で判断した場合には、裁判所の収容継続の審判が必要になります。その場合は裁判所が再び関与することになります。それ以外に、裁判

所としても収容した少年に関心を持たなくてはいけないという趣旨から、動向視察という制度があります。

- 以前、少年院送致をした事案がありましたが、その少年について気になることがあったので、担当調査官と一緒に動向視察に行き、少年院の中でどういうふう

に過ごしているかということを確認しました。

その事案では、審判をした段階では課題がたくさんあったけれども、少年院に行った段階で、どこまでどのように改善されたか、どういう形で課題が残っているか、少年院を出た後はどうする予定かという辺りを確認することができて、動向視察ができたことは非常に良かったと感じました。

また、裁判所は、基本的には処分をした後は関与がないところですが、少年が再非行をしてしまうと、また裁判所に来ることがあるので、その場合には、今度はどこでまたつまずいてしまったのかということ振り返りながら話をするということになります。うまく立ち直った少年につきましては、基本的には再び会うことはないので、情報を得るとすれば、当時付添人となられていた弁護士が継続的に関与されていて、この少年はどのような形で就職しましたよという話を事後に聞くことはありますけれども、制度として再び会うということはないというのが実情です。

- 法改正で、原則検察官送致事件の拡大がありましたが、家庭裁判所では犯情や要保護性を加味して処遇を検討されていることは法改正の前後で変わりはないと思われるところ、担当者からの説明では、特定少年に対する課題として、成年であることの自覚と責任を促す被害弁償や就労支援の働きかけの話がありましたが、様々な調査の結果、刑事処分までは必要ないという案件であれば意味のある働きかけだと思われませんが、刑事処分相当の案件についてもそのような働きかけをやっていくのか、実情等を教えてもらいたいと思います。
- 教育的な働きかけにも様々な態様がありまして、別日に呼び出して行う体験型の教育的措置というものも説明させていただいたところですが、検察官送致が相

当との調査官意見を出すもの、あるいは保護処分が相当との調査官意見を出すものについては、別日に呼び出して教育的措置を行うことはほとんどなく、そういった性質のものは処遇機関に委ねるということになります。

ただ、検察官送致相当との意見を出すものであっても、面接中でのやりとりで済むようなもの、例えば反省文や誓約書を書かせたり、助言をしたりするといふものであれば、働きかけを行っているというのが実情です。

○ 特定少年になったとしても、要保護性は重要なポイントとして配慮しながら手続が進められていくと理解していますが、条文上、特定少年は犯情の軽重を考慮して判断するとなっています。ただ、要保護性があるからこそ裁判所で審判をするとも言えますので、今後、事例が出てくるものと思いますが、犯情と要保護性のバランスについて、議論しているもの、考えているものがあれば教えてください。

○ 犯情の軽重を踏まえて判断しなければならないという点は、難しい運用を迫られることになったというのが実感です。これまでは、要保護性の見地から少年に対してどういう働きかけが有効なのかということを中心に考えていたのですが、特定少年については、大人と同じ扱いをし、大人と同じ責任主体として位置づけるといふ趣旨で、大人ならば受けるべき不利益を超えてしまうような処分は適当ではないのではないかという視点が入ってきました。

どういう事案であれば少年院送致ができるのか、あるいはできないのか、保護観察についても長期のものを選べるのか、あるいは選べないのか、事案ごとに悩んでいくでしょうし、裁判所内部でもこういう事案であればどうかという議論も行っているところですが、まだ明確に答えが出せるような段階には至っていないというのが現状です。

■ 法律関係の仕事がされていないと分かりにくい言葉が出てきていますが、例えば、説明の中にあつた「ぐ犯」というものは、罪を犯すおそれのある少年のことで、まだ罪は犯していないわけです。親の監護に服しないと、不良な大人達に

親しんでいるとか、そのまま放置したら罪を犯してしまいそうな人を処分できたわけで、場合によれば法律上は「ぐ犯」で少年院送致とすることも可能であるわけですが、今回の改正で、特定少年については「ぐ犯」が除外され、保護処分であれ、刑事罰であれ、やった行為に見合った処遇を選択することとなります。

例えば、100円の物を万引きしただけで少年院送致ができるか、刑事処分ができるか、そういった視点が必要になってきたということです。

■ 先ほど就労支援の話が出てきましたが、検察官は、起訴するかどうかを決めるまでの段階でいろいろと調整されているそうですが、差し支えのない範囲で、少年の場合に限らないという前提で御紹介いただけますでしょうか。

○ 検察官の元へは警察からいろんな形で事件が送られてきます。逮捕され、身柄が拘束され、裁判官の判断を経て勾留がなされ、10日ないし20日間の身柄拘束期間を経て、公判請求をするか、あるいはそうではないかという判断をすることがあります。また、逃亡したり証拠を隠滅したりするおそれもなく、それほど重大ではない場合には、身柄拘束がない状態で検察官の元へ事件が送られてきて、裁判にかけるか、あるいはそうではないかという判断をすることもあります。

特に、身柄が拘束されている者については、身柄が拘束されている間に、検察官は、目撃者の方や被害者の方から話を聞くなどして、更に証拠を収集したりして様々な捜査をします。

起訴前の調整が必要と思われる典型的な例を挙げると、障害がある方や高齢の方で、住居が安定していなくて、定職に就いておらずお金も無くて、万引きをした方で、このまま社会へ戻ると再び罪を犯さないための環境が整っていない方がおられます。このような状況などを踏まえ、最近、入口支援と呼んでいる取組になりますが、勾留期間の10日ないし20日の間に、福祉の方々や保護観察所の方々や連携して、どういう処遇をするのがよいのか、いわば環境調整のために相談させていただき、その上で、環境が整って、地域の方の御協力もいただける、

仕事もいただける、身元引受人になってくれる方もいらっしゃる、そういう環境があるのであれば、やってしまったことは悪いことだけれども、裁判にかけるということではなく、地域の中で一生懸命生活して、仕事もしていただきましょうというような形の取組を進めております。

要保護性という部分に若干重なる部分もあると思いますが、検察官としても、犯罪が行われた、それが悪い、良いだけではなく、彼ら彼女らの生活にも思いを致して終局処分を考えているということで、御紹介させていただきました。

- 検察官は、少年については全部の事件を家庭裁判所に送致しなければなりません。それ以外については、起訴するか不起訴とするかは検察官が最終判断をされます。その判断の中で、立ち直りということも検討されているということですね。

(9) 次回テーマについて

「裁判所職員の働き方改革について」

(10) 次回期日について

令和5年2月20日（月）午後1時30分